

第1回湖南省男女共同参画懇話会(会議録要約)

- 日時 令和5年(2023年)3月15日(水) 13時30分～15時30分
- 場所 石部まちづくりセンター2階 中会議室1
- 出席 委員 7名 事務局 4名

1. 開会

- ・あいさつ
- ・配布資料の確認

2. 自己紹介

- ・名簿順に自己紹介

3. 役員選出

- ・会長 今村傳男 さん
- ・副会長 打田絹子 さん

4. 報告事項 [発言を一部抜粋・集約]

会長：

湖南省男女共同参画アクション2017計画(改訂版)について、事務局から説明を。

事務局：

《湖南省男女共同参画アクション2017計画(改訂版)の策定について報告》

会長：

この策定された計画について事務局から報告があった。質問、意見があれば。

委員：

41ページ、第5章施策の展開、施策の方向①男女共同参画推進に係る必要な条例制定に向けた研究、情報収集などについて、何か具体的に考えがあれば。また、施策の方向②男女共同参画推進に必要な体制の整備について、計画にうたわれた考えや今後の方向性を伺いたい。

事務局：

計画書では男女共同参画に関する条例を制定している市町を紹介しているが、湖南省では制定はしていない。近隣市町の状況もさまざまであり、情報収集と県の動向も確認しながら進めるが、いつ制定という段階ではまだない。必要な体制の整備としては、庁内で取組を推進するための男女共同参画推進本部があり、人権擁護審議会では計画の内容について諮問と答申を行っている。また、男女共同参画に関する意識調査は、5年毎に計画の数値指標の達成を把握するため実施するとして計画に書かれたものである。

委員：

条例制定を市として取り組んでいく姿勢がいい。いつ制定かは決まっていなくても、計画期間が長いので、着地点を見ながら具体的なスケジュールや段取りなどを出してほしい。続いて、46ページの教育・生涯学習の場について、ジェンダーの話がいろいろ性別・年代問わずあるが、子どもの環境が一番大事であるので、子どもたちが、一人一人の個性や多様な選択肢がある中で、伸び伸び育ってほしい。46ページの13の施策、47ページの14の施策、49ページの22の施策について、今後はその進捗や具体的な取り組み状況などを聞きたい。

事務局：

計画の中にある施策について、毎年関係課の取組状況を人権擁護課で取りまとめをし、結果は会議などで報告をしながら進めていきたい。中学校の制服は選択できるようになっているか。

委員：

来年度から中学校は選べるようになった。小学校の入学説明会でも、性別のことは言わないようになっている。

委員：

中学校のズボンは男性も女性も同じものか。

委員：

スラックスで同じものである。

委員：

制服を変えようと思直したきっかけはあったのか。

委員：

制服の廃版もあったが、LGBTの話がすごく広まってきたことがある。学校間の教員研

修でも LGBT に関して講師を呼んでおり、男女の差がないようにという考えが広がっている。水着も男女兼用がニュースになっていたが、男子も女子も体のラインが出ないものが人気だ。

会長：

これからいい方向に進むであろう。それを我々もまた期待したい。他にご意見あれば。

(意見なし)

会長：

以前の会議で、市役所の男性職員の育児休業の取得率が上がらないという話があったが、現在ではどうか。

事務局：

64 ページに分野 4 の成果指標を設定している。男性職員が妻の出産時に育児休業を取得したかという成果指標がある。計画の策定時の平成 27 年から令和 2 年まで 0%が続いており目標値を 10%とした。令和 3 年度は 25%で令和 4 年度の結果はまだ出ていないが、育児休業を取得する職員が増えていると感じている。周囲に取得する職員がいたため、取得しやすい環境になりつつある。参考だが、滋賀県庁の男性職員の育児休業の取得率は、令和 2 年度 27.6%。40%を目標に取り組んでいる。人事課からも職員に向けて新しい育児休業のルールなどを定期的に情報提供している。

委員：

市職員が育児休業を取得する場合は、どのような補填がされるのか。

事務局：

人事課の所管だが 3 ヶ月休業する場合は補填職員を採用する。1 ヶ月の休業であればその間は人員としての補填はない。

委員：

滋賀県の場合はどうか。

委員：

3 ヶ月以上の期間育児休業を取得する場合は、任期付職員という登録職制の採用区分があり、職員を充てることで人員が担保される。

委員：

教員にもそのような制度を作ってほしい。男性の育児休業は大体3か月取得するが、講師不足で1年以上講師なしのまま人が足りていない状況で学校が回っている。県として、補充の職員や教員を担保し、配置してもらわなければ、幾つもの学校が講師探しに電話をかけ続けている状況である。育児休業にどのような補填がされるかという制度を作ってほしい。

事務局：

教育委員会にも伝えていく必要がある。

委員：

教員や県・市職員などの公務員は、休業された際の補償・補填のことを第1に考えると思うが、企業では育児休業を取得するかという際に、休んでいられないという現状がある。専門職で1～3ヶ月の休業の間だけ人を雇うということは不可能であり、短期間でアルバイトを雇うこともできない。補填のために採用しても簡単には辞めさせられず、復帰後は、2人分の人件費がかかることになる。夫に育児休業を取得して欲しいか妻の意見を聞くと、子供が増えるだけなので仕事に行かしてほしい、育児休業なんていらないという意見もある。企業は残業や仕事ありきであり、公務員とはまた違う観点であり、この男女共同参画自体も斜めに見てしまうところがある。

委員：

企業はまさに時間から時間で、仕事が始まってから終わりまでが就業時間である。時間外手当も出せない状況で頑張っている。公務員はいろんな補填があるが、お互い上手に補填する場所ができるよう目指すのがよいのではないか。

委員：

企業で育児休業を取得するのは経済的にも難しいし、物価高騰の問題もあり、育児休業よりも仕事がしたい、親に手伝って欲しいということもお母さん方が言っている。お父さんが、お母さんがではなく、その親世代も協力できる体制を充実した方がいいのではないか。

会長：

職場によって異なる部分があり、いろいろ考えていけないといけない。それを県や市を通じて変えることや、職場に合わせたものを考えていくものではないか。学校では、先生方が昔は遅くまで頑張っていたが、早く帰るようになっているのは教頭先生や校長先生の指導のおかげかと思う。県が補助できる体制があれば、安心して仕事もできると思う。

委員：

育児休業の取得率だが、全体に対して企業の内訳があればありがたい。数字ばかりが独り歩きしてしまう。

事務局：

64 ページの分野4の成果指標で、市職員の育児休業の取得率を0%から10%にすることを目標値としている。令和3年度は25%とお伝えしたが、育児休業を取得できる男性職員の中で、何人が育児休暇を取得したかということなので、毎年分母が変わるものである。

事務局：

配偶者が出産した男性ということで、事業者は31ページに平均日数などがある。法律が変わり男性も育児休業の取得が推奨されている。人事は、妻が出産した場合には制度を案内しないとイケない。その中で取得するかどうかは当事者の選択になる。大企業や公務員、教員でなければ取得したくてもできない状況はあると思う。制度の主旨は子どもが生まれた時に、男性が子育てに携わる時間を一定確保ができれば、女性だけが子育てをするのではなく、家族で子育てに携わることができる。男性職員の育児休業取得率が25%で、男性は1~2ヶ月という人が多い。女性は最長3年とる。その1ヶ月でも、子育てに携わることで、出産直後の母親の負担も減るし、子どもを自分で育てる時間ができることは、将来、その子が大きくなるにあたっていい時間ではないか。

委員：

職種別で数字で示していれば、データの意味がある。公務員だけの数字かというのがわかれば、公務員は育児休業を取得できる環境で、中小企業では育児休業を取得できる環境ではないという判断ができる。

会長

職種別で調べていただいて、次回の会議で報告ということをお願いをしたい。

5. 意見交換 [発言を一部抜粋・集約]

会長：

続きまして、5の意見交換に移る。このテーマについて事務局から説明を。

事務局：

《意見交換について説明》

会長：

本日のテーマが「家庭における男女共同参画の推進について」、特にDVに関する相談体制、相談窓口の周知に関する内容だが、こんなことを聞いたとか、最近のニュースで思ったことなどを、発言いただければと思うが、個人的な出来事や考え方に関する発言はこの場限りということをお願いしたい。

ニュースで、母が娘に先に手を出したから、母を殴って殺してしまったというのがあった。最近そういう事件が多いと思う。ちょっとしたことで、見境がなくなってしまう。自分の弱いところを知られたくない、あまり言わないのが人間だと思うが、ニュースでは殺人まで行っている。女性の悩みの相談も開催しているようだが、DVの相談はあるか。

事務局：

市の女性の悩み相談は、年間の相談日を設定しており、女性相談員が対応している。DVや暴力に関することで女性の悩み相談に来る件数は少ない。相談が多ければいいということではないが、相談できる場所があることが伝わっているのか、伝わっていても行きにくいのか、そういう課題がある。

事務局：

湖南市のDVの相談窓口は子ども家庭局の家庭児童相談室であり、相談をした場合は、シェルターまで案内するなどの動きが取れるので、相談が多いと聞いている。ただ、DVを我慢した人や自分がDVを受けている感覚がない人もいる。

委員：

『DVを受けたときに「がまんした』』という意識調査の回答があるが、これはどのような暴力かわかりにくい。目につくような暴力を控えたり、男性が女性から言葉の暴力を受けることも最近はあるのではないか。

委員：

湖南市女性の悩み相談はあるが、男性の悩み相談はないのかなと思った。DVはとらえ方

であり、DVイコール暴力、言葉の暴力イコールパワハラとなるのか。家庭の中でも、親が子どもに、子どもが親に、夫が妻に、妻が夫になど。いろいろなとらえ方がある。学校、企業で勉強会をして認識を一つにしないといけない。

事務局：

女性の悩み相談はDVだけが対象ではない。子供のこと、離婚したい、ただ話聞いてほしいなどがある。明日から元気に行こうと思ってくれたらいいと思っている。

委員：

男性も多分ストレスはあると思うが、男性の悩み相談はないのか。

事務局：

人権擁護委員による人権なんでも相談を市内 2ヶ所で月 2回している。男性はそちらを利用してほしい。滋賀県の男女共同参画センターでは男性の悩み相談を受けている。

委員：

男女共同参画センターでは男性相談員も配置をしている。昨年から拡充しているので、男性もまずは電話してほしい。去年の 11月にされた内閣府の世論調査の結果では、全体の相談に占める約 6割がDVであり、30~40代の女性が多い。DVを受けたことがあると言った人が 4人に 1人、何回も受けたことがあるのは 10人に 1人であった。

委員：

それは男性から女性にか。

委員：

女性から男性もあるが、割合としては男性から女性の方が多い。DVのことを皆で知らないといけない。DVは身体的なものだけでなく、モラルハラスメント、心理的な暴力、経済的な暴力、性的暴力、4つの種類があり、夫婦間のことを子供が見ている場合は、面前DVで児童虐待、児童の心理的虐待にも繋がる。DVは深刻に受けとめないといけない。答申にあるように、相談窓口を知らない人が多い。世論調査でも、自殺の相談窓口を知ってる人が 37%で、あとの相談窓口は 1割にも満たない。相談窓口をほとんど知らない人が多く、本当に困ってる人に届いてるのかどうか。湖南省での相談件数は多くないとのことだが、DVの場合は地元で相談しにくいことがある。男女共同参画センターへまず電話することが多いので、件数だけで評価するのは難しい。

委員：

人権なんでも相談の相談件数も低い。お話したいという感じの人や、起こったことを関係者知ってほしいという相談だが、コロナ禍で少なくなっている。民生委員もだが、個人情報の関係で共有できない。個人情報はとても大事なことだが、共有できないことがマイナスになっているので、敏速に対策ができる計画ができればいい。

事務局：

人権擁護審議会での答申の際に、DVなどの被害者への支援体制の周知を、きちんと必要な方に確実に情報が届くように方法を検討して進めてほしいという提案があったので、このテーマを挙げた。女性の悩み相談、人権なんでも相談、他にも相談窓口が多くある。民生委員、指導員も地域密着の相談員である。さまざまな相談窓口について、ホームページ掲載やチラシ設置以外で周知できる方法について案があればお伺いしたい。

委員：

女性のサポート支援事業にあたる生理の貧困事業がある。国の補助を受けながら、生理の貧困というコロナ禍において生理用品も買えない人を相談窓口につなげる取組である。滋賀県では社会福祉協議会を中心に相談事業を実施しているが相談には来られない。相談することへのハードルが高いため、気軽に参加してもらえるイベントを開催し、差し障りのない程度からお話をし、顔見知りになり、相談チラシを渡す。必要な方には生理用品も渡す。そうしたアウトリーチ型の相談のPRはどうか。困ってる人は様子でわかる。男女共同参画センターには滋賀県全域から来るが、相談窓口側としては気楽に来てもらいたくても、行く人にとってはハードルが高い。30～40代が多いこともあり、ネットやQRコードで相談を受け付けられると開かれた相談室というイメージになるのではないか。

会長：

委員の皆さんにはそれぞれの立場の中らご意見ありがとうございました。事務局は本日の意見を十分に参考にして、今後の取組に生かしていただくようお願いしたい。

事務局：

意見を参考にし、取り組んでいく。
今後の男女共同参画の懇話会で計画の進捗や庁内の取組状況も報告する。次回は来年度上半期開催を予定している。

6、閉会

- ・あいさつ